

常任委員会・特別委員会の動き

藤沢市債権管理条例(素案) 公正かつ公平な市民負担を確保 市の債権管理の適正化を図る 総務

総務常任委員会は、9月藤沢市行財政改革2024 11日に開催され、議案3件、実行プランの一つとして位置づけ、令和5年2月の本結果、議案は全て可決すべしと、陳情は2件が趣旨了承、2件が趣旨不承と決定した。

また、税・料等の収入未済額縮減に向けた取組(報告)について報告を受けた。

これら各債権所管課において債権管理や滞納整理手法を工夫するとともに、多様な納付環境の整備や現年度分に対する徴収強化の取組を進めたことにより、債権の徴収率向上と収入未



老朽化等の課題に対応するため管理適正化推進に取り組む

公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の適正化を図り、もって円滑な行財政運営に資することを目的に制定する。

新たな組織の体制(案)としては、財務部税制課内に債権管理担当の設置を予定している。また、債権管理条例に基づき、適正な債権管理と効率的・効果的な滞納債権の整理を推進するため、本市の債権を横断的に把握するとともに、各債権所管課と連携し、債権の性質に即した整理手法の再構築、困難案件等の滞納整理、総合的な交渉管理等を行うこととし、市の債権の適正管理に係る総合企画及び調整などの役割を担うべく、

「子どものいま」と「みらい」応援基金の創設 新たな施策の財源として 子ども文教

子ども文教常任委員会は、9月8日に開催され、議案1件、陳情1件を審査した。その結果、議案は可決すべしと、陳情は趣旨了承と決定した。

また、(仮称)藤沢市「子どものいま」と「みらい」応援基金の創設について報告を受けた。

今後、子どもからの意見を聴きながら、新たな子ども施策を検討するとともに、地域社会全体で子どもを育むまちづくりを進めていく。これまで、本市において「子どものために寄付の事業」を達成するため、基金の名称は、目的や想いを込めて、「子どもの未来に夢を託す」とし、基金を創設することとした。

本基金は、子どもが、今というかけがえない時間を幸せに生きることができ、未来に夢や希望をもつて進んでいくことができるよう、子ども自身の思いや声を尊重し、多様な主体が協働し、子どもの健やかな成長を後押しできる社会を実現するために、創設するものである。

基金を活用して新たに実施することを想定している事業は、①子どもの生活、居場所及び経験や体験を充実させるために有用な事業②子どもへの支援を行う地域団体等の事業の円滑な実施に資する事業③子どもの発案または企画に基づき、子ども自身が市と協働して実施する事業④その他、本基金の目的を達成するための事業である。

基金の名称は、目的や想いを込めて、「子どもの未来に夢を託す」とし、基金を創設することとした。

今後、パブリックコメントでの意見や子どもへの意見などを聴き、決定していく。

今後のスケジュールとしては、9月中旬からパブリックコメントを実施するとともに、子どもたちへの意見聴取も併せて行う。その後、12月市議会定例会において、条例議案を提案予定である。

意見書 3件を国会等へ提出

○保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書
保育施設の職員配置基準、特に4〜5歳児は1948年の基準制定から75年間、保育士1人につき30人のまま見直しが行われておらず、OECD平均が18人であることと比較しても低い水準となっている。

保育士の増員をはかるため、配置基準を少なくともOECD並みに改善すること、職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算措置を講ずること、正規職員としての就労を希望する非正規職員の正規化及び雇用安定を促すための支援策を講ずること、及び公定価格を引き上げ、保育職場で働くすべての職員の処遇改善をはかること、以上を当市議会は強く要望する。

○厚木飛行場の住宅防音工事補助対象区域に係る見直しに際しての問題解決を求める意見書
厚木飛行場周辺で防音工事補助対象の告示後住宅は、昭和61年9月10日に告示された住宅防音工事に所在し、同年9月11日から平成18年1月17日までに建設された住宅だが、80W及び75W地域の告示後住宅は対象外である。平成18年1月17日告示で補助対象区域が拡大され、国会及び政府におかれましては、次項について特段の配慮をされるよう当市議会は強く要望する。

①80W及び75W区域内に所在する逆転現象を伴う告示後住宅について、その具体的な解消策を早急かつ明確に示すこと
②区域見直しについては、解消策を含め関係住民に理解を得るための丁寧な説明を行うこと
(以上、要旨を掲載)

このたび、これまでの取組により顕在化してきた課題や(仮称)藤沢市債権管理条例(素案)に関するパブリックコメントの実施結果等を踏まえ、条例(素案)及び新たな組織の体制(案)を作成した。

債権管理条例に係る条例は、名称を藤沢市債権管理条例とし、市の債権管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、

令和5年4月1日、全ての子どもが将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、子ども基本法が施行された。

同法においては、子ども施策について、子ども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、本市においても、

課題に対し、取組方針を踏まえ、管理状況等に応じて、適切な施策を組み合わせて展開していく。

今後、パブリックコメントを実施するとともに、マンション管理関係団体への説明を行う。その後、12月市議会定例会において計画案の報告を行い、年内の計画策定を予定している。

マンション管理適正化推進 老朽化や担い手不足等の課題を見据え、計画策定へ 建設経済

建設経済常任委員会は、9月6日に開催され、議案5件、陳情2件を審査した。その結果、議案は全て可決すべしと、陳情は全て趣旨不承と決定した。

また、藤沢市マンション管理適正化推進計画の策定(素案)について報告を受けた。

全国的に分譲マンションの高齢化、区分所有者等の高齢化が進んでおり、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が課題となるマンションの急増が見込まれていることを踏まえ、マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正された。

本市においても、同様の課題があることから、マンションの管理の適正化に向けた基本的な考え方を示すとともに、施策を計画的に

厚生環境常任委員会は、9月7日に開催され、議案3件、請願2件、陳情5件を審査した。その結果、議案は全て可決すべしと、請願は全て不採択とすべきものと決定した。

厚生環境

9月2日に開催され、藤沢市消防防災訓練センターに

補正予算

8月30日に開催され、藤沢市行財政改革の推進について審査した。

この日の委員会では、藤沢市行財政改革2024実行プラン令和4年度実績について審査を行った。

行政改革等特別委員会

藤沢市行財政改革2024実行プラン令和4年度実績について審査を行った。

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会

藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会は、8月3日に開催され、藤沢都心部再生及び公共施設の再整備について審査した。

この日は、OUR Projectマスタープラン(※)の策定について(素案)の審査を行った。

(※) OUR Project マスタープラン…Okuda Urban Renovation Project マスタープラン。生活・文化拠点再整備基本計画。